

石綿飛散防止の強化（改正大防法、府条例関連）について

動画（パワーポイント）1 枚目

大阪市環境局環境管理部環境規制課環境保全対策グループです。私からは石綿飛散防止の強化について、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

動画（パワーポイント）2 枚目

目次です。本日はまずは改正大気汚染防止法について、次に改正生環条例について説明させていただきます。

動画（パワーポイント）3 枚目

では、改正大防法の内容について説明いたします。

動画（パワーポイント）4 枚目

こちらは環境省の説明会で用いられた改正前の大防法の課題とその課題に対する改正内容をまとめた資料です。なぜ規制が強化されたか、どのような課題があったかを知っていただくことで、より改正内容について理解を深めていただけたらと思います。本資料を掲載させていただきました。詳細は、以降のスライドで説明させていただきます。

動画（パワーポイント）5 枚目

まず、改正内容の 1 つ目として、規制対象の拡大です。改正前は成形板等のレベル 3 建材については規制対象外でしたが、改正後は規制対象を拡大し、これまでのレベル 1・2 建材に加え、すべての石綿含有建材が規制対象となりました。なお、改正前はレベル 1 建材として扱われていました石綿含有仕上塗材については、飛散性等を勘案しレベル 3 相当の建材として位置付けられています。これらの内容については令和 3 年 4 月から施行されています。

動画（パワーポイント）6 枚目

次に事前調査の対象についてです。事前調査については建築物等の規模に関わらず、解体・改造・補修工事を行う場合は必要になります。事前調査の対象外の作業としては、このスライドに示した 3 点とその他、令和 2 年 11 月 30 日の環境省通知に記載されていますので、別途ご確認ください。ただし、注意していただきたいのが、電動工具等を用いて、石綿が使用されている可能性のある壁面等に穴をあける作業は、「極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」には該当しないので、事前調査が必要になります。その他、既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業についても事前調査の対象外になりますが、上塗り作業をするための足場用アンカーボルト打ち作業を伴う場合は事前調査が必要となりますので、ご注意ください。

動画（パワーポイント）7 枚目

次は、事前調査の方法です。設計図書等による書面調査、現地での目視での調査が必要です。なお、平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物は、現地での目視調査は不要です。設計図書等の書面及び目視で石綿の有無が判断できない場合は、建材を採取し、分析調査を行う必要があります。ただし、石綿が使用されているとみなして作業基準等を遵守し除去を行う場合、分析調査は不要です。

動画（パワーポイント）8 枚目

分析調査について、注意いただきたい点を説明いたします。

スライドに示したとおり、石綿の含有率が段階的に引き下げられ、石綿の種類も追加されたことから、分析時期により同じ建材でも石綿の有無の結果が変わります。例えば、2000 年に石綿含有率が 0.5% の建材の分析を行っていた場合、当時の分析結果としては「石綿なし」と判定されます。しかし、現在の規定では「石綿あり」となりますので、当時の分析結果を鵜呑みにし、作業を行ってしまうと、建材にもよりますが、無届や作業基準違反を問われてしまうことになります。したがって、以前に行った分析結果を確認する際はご注意ください。

動画（パワーポイント）9 枚目

では、再び改正内容に戻ります。次は、事前調査の実施者についてです。事前調査全体の実施者については、従来どおり元請業者又は自主施工者になりますが、令和 5 年 10 月 1 日以降から、実際の調査は環境大臣が定める「必要な知識を有する者」が行うことが義務付けされました。調査者の区分ごとに調査できる対象が異なりますので、ご注意ください。QR コードから講習会情報を確認できますので参考にしてください。

動画（パワーポイント）10 枚目

これまで、建築物の調査者について説明してきましたが、令和 8 年 1 月からは工作物についても必要な知識を有する者が調査を行うこととなります。特定建築材料が使用されているおそれがあるものとして、対象となる工作物が特定工作物として規定されています。加熱炉や電気設備など、建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたりこれらの工作物に係る専門的な知識を必要とする工作物については、新設する工作物石綿事前調査者が行う必要があります。また、煙突やトンネルの天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い等については、工作物石綿事前調査者もしくは建築物石綿含有建材調査者が調査を行う必要があります。また、特定工作物以外の工作物であっても、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う場合は、工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者による調査が必要となりますのでご注意ください。

動画（パワーポイント）11 枚目

続いて、事前調査結果の記録・書面の作成についてです。調査の記録は元請業者又は自主施工

者に作成の義務があります。記録の記載事項については、スライドに示した項目等になります。詳細については大気汚染防止法施行規則第 16 条の 8 をご参照ください。

動画（パワーポイント）12 枚目

元請業者又は自主施工者は事前調査の記録をもとに事前調査書面を作成し、その書面を用いて発注者へ報告してください。発注者への報告については解体工事の開始日までにしていただく必要があります。工事が届出対象特定工事に該当する場合は、作業開始の 14 日前までと規定されています。これは石綿除去に係る届出を作業開始の 14 日前までに発注者が提出する必要があるためです。また、事前調査の記録・書面の保存期間も定められており、発注者・自主施工者は記録・書面を、元請業者は書面の写しを 3 年間保存となっています。それに加え、事前調査の記録を解体等工事の開始から終了まで現場や事務所に備え付け、閲覧に供する義務があります。事前調査書面が現場へ備付られていないことが多いので、ご注意ください。

動画（パワーポイント）13 枚目

こちらが、事前調査書面の様式例になります。法で規定された様式はありませんが、記載事項は定められています。本市ホームページへ様式例として掲載していますので、ご活用ください。なお、令和 5 年 10 月 1 日以降は、調査者等による事前調査の義務があるため、事前調査を実施した方の氏名や講習実施機関の名称等を必ず記載してください。

動画（パワーポイント）14 枚目

次に、事前調査結果の報告についてです。事前調査結果の行政への報告については令和 4 年 4 月から施行されています。報告の対象はスライドに示したとおりです。なお、報告の対象に該当しなくても、事前調査は必要になるのでご注意ください。報告の義務を負う者は元請業者又は自主施工者になります。報告の方法としては原則、石綿事前調査結果報告システムによる電子申請となります。ただし、インターネット環境が整っていないなど、システムの使用が困難な場合は紙での報告も認められています。この報告は環境部局と労働基準監督署に報告する必要があり、システムで報告する場合は両事務所に同時に申請することができますが、紙による報告の場合はそれぞれに提出する必要がありますのでご注意ください。また様式も異なっていますので、その点についてもご注意願います。

動画（パワーポイント）15 枚目

システムの入力の注意点について 2 点説明します。まず、1 点目、先ほどのスライド 13 ページでご説明しましたとおり、令和 5 年 10 月 1 日以降は、調査者等による事前調査の義務があるため、事前調査を実施した方の氏名や講習実施機関の名称等を必ず入力してください。

動画（パワーポイント）16 枚目

次に 2 点目についてです。大阪府内の工事で、石綿含有建材がある場合は、建材の種類ごとに

使用面積の記入をお願いいたします。記入場所は、入力画面の一番下に自由記載欄が設けられておりますので、そちらに入力ください。

動画（パワーポイント）17 枚目

続いて、事前調査結果の掲示についてです。事前調査結果の掲示板については、石綿の有無に関わらず全ての解体等工事が対象で、解体等工事の開始から終了まで、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示してください。また掲示板の大きさが A3 規格以上と変更されましたので、今まで使用していた掲示板をそのまま使用している場合は、法や条例等の条文のずれが発生しているかもしれませんので、ご注意ください。後に説明します作業内容の掲示と混同される場合がありますが、こちらは調査結果の掲示であり、石綿を除去する場合は作業内容の掲示が必要となります。

動画（パワーポイント）18 枚目

次に、特定粉じん排出等作業実施届出書についてです。最初に説明しましたとおり、これまでレベル 1 建材として届出の対象であった吹付け施工された仕上塗材については、今回の改正でレベル 3 相当の建材になりましたので、法の届出の対象外になりました。また、大阪市では石綿含有保温材等の非石綿部での切断による除去で、飛散のおそれがない場合には法の届出は不要としました。ただし、届出が必要な自治体もあるため、所管する自治体に事前確認をお願いします。

動画（パワーポイント）19 枚目

次は作業計画書の作成についてです。これも新たに加わった内容です。届出の対象・対象外にかかわらず、特定粉じん排出等作業に該当する全ての工事について、工事着手までに特定粉じん排出等作業の計画書を作成し、当該計画に基づき特定粉じん排出等作業を行っていただくことになります。計画書の記載事項については、工事の概要、石綿飛散防止措置、工事の工程などになります。また、作成した計画書は現場に備え付けていただくとともに、その作業計画を下請負人等に説明する必要があります。

動画（パワーポイント）20 枚目

続いて、作業内容の掲示板です。こちらは特定粉じん排出等作業の期間中、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示してください。ただし、事前調査結果の掲示板と兼ねる場合は解体等工事の開始から終了まで掲示しておく必要があります。こちらの看板についてもサイズが A3 規格以上に変更されています。

動画（パワーポイント）21 枚目

次は作業基準です。まず、作業基準遵守義務の対象に下請負人が追加されました。改正前についても、もちろん作業をする下請負人は作業基準を遵守する必要がありましたが、下請負人が作業基準を違反した場合は、元請業者のみが作業基準違反の指示を受けていました。しかし、改正後は下請負人が作業基準を違反した場合、元請業者と下請負人の双方が作業基準違反の指示を受

けることになります。また、レベル1・2建材をかき落とし、切断、破碎する作業で、隔離や集じん排気装置等を用いないなど、正しい方法で作業が実施されない場合は3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科せられるようになりました。

動画（パワーポイント）22 枚目

また、今回の改正で石綿除去後の完了確認についても規定されました。この除去後の完了確認とは、「取り残しの有無の確認」と「飛散の恐れがないことの確認」の2点があります。まず、取り残しの有無の確認については、石綿含有建材の取り残しがないか石綿等に関する知識を有する者が行うことになっており、建築物の場合は建築物石綿含有建材調査者等又は石綿作業主任者が、工作物の場合は石綿作業主任者が実施します。飛散の恐れがないことの確認については、除去面に飛散防止剤を散布し、場内の清掃を行った上で、集じん・排気装置を90分以上稼働した後に、総繊維数濃度の測定を行ってください。

動画（パワーポイント）23 枚目

法の改正内容としては最後になりますが、作業の記録、記録の保存について規定されました。下請負人などの作業の実施者は作業実施状況の記録を作成し工事終了まで保存しておいてください。この作業の記録を基に元請業者等は作業が計画通り行われているかを確認してください。また、除去作業終了後に石綿作業主任者等の知見を有する者が石綿の取り残しがないかの確認を行い、問題がなければ作業結果の記録を作成し、書面で発注者に報告してください。なお、この作業結果の記録について元請業者等は3年間の保存義務があります。

動画（パワーポイント）24 枚目

続いて改正生環条例の内容に移らせていただきます。

動画（パワーポイント）25 枚目

まず、事前調査結果の記録・書面の作成です。改正大気汚染防止法スライド12は、これまで説明しました内容を再度掲載しており、条例で追加で定めている項目を横に記載しています。以降も改正大気汚染防止法スライドナンバーを記載しているものは、これまで説明しました改正大防法の内容のスライドを再度掲載しています。それでは、条例で法の規定に追加している内容について説明いたします。まず1つ目は結果の説明の時期です。特定粉じん排出等作業に該当しない場合は、法と同じく解体等工事の開始の日までですが、特定粉じん排出等作業に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の14日前までとなっています。法では届出対象特定工事の場合に14日前までと規定されていましたが、条例では届出に関係なく石綿含有建材があれば14日前までなのでご注意ください。2つ目は書面の記載事項です。条例の事前調査書面には建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無や各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠を記載しておく必要があります。また、測定義務がかかる工事においては、大気中石綿濃度測定の計画についても記載してください。

動画（パワーポイント）26 枚目

こちらが、事前調査書面の詳細票になります。この詳細票を階、部屋及び部位ごとに作成してください。

動画（パワーポイント）27 枚目

次に、事前調査書面の備え付けについてです。法では先ほど説明しましたとおり、調査の記録を備え付けておくことが義務になっていましたが、条例では書面を備え付けておくことが義務になっています。また、法と条例では備え付けの目的が違っており、法では行政機関や下請負人が確認することを目的にしていますが、条例は周辺住民も閲覧できるようにすることが目的になっています。

動画（パワーポイント）28 枚目

続いて、特定粉じん排出等作業実施届出書についてです。今回の改正で届出要件が変更になりました。まず石綿含有仕上塗材について、法改正により法の届出対象外になったことを受け、使用面積が 1,000 平方メートル以上という規模要件を設け条例の届出対象となりました。また、条例改正前は成形板の使用面積が 1,000 平方メートル以上の工事を届出対象としていましたが、今回の改正により、これまで届出対象外であったビニル床タイルや長尺シートを含むすべてのレベル 3 建材を成形板等とし、その使用面積の合計が 1,000 平方メートル以上の工事を届出対象としました。なお、下地調整塗材については、仕上塗材ではなく成形板等に該当します。また、ここで言う使用面積とは、実際に除去を行う面積になります。

動画（パワーポイント）29 枚目

次に、条例に基づく届出のうち石綿濃度測定計画書についてです。従来、法の届出対象であるレベル 1・2 建材の除去工事のうち使用面積が 50 平方メートル以上の場合、石綿濃度測定計画書の提出を求めていましたが、今回の改正でレベル 2 建材を非石綿部で切断し、原形のまま取り外す作業など、かき落とし等以外の方法で作業する場合は届出の対象外としました。

動画（パワーポイント）30 枚目

次に作業内容等の掲示板についてです。掲示板の記載事項については、法で規定されたものが条例から削除されましたが、作業内容等の掲示板の記載事項については従来のものから大きな変更はありません。また、法と同様に掲示板のサイズについて A3 以上となっています。

動画（パワーポイント）31 枚目

工事施工境界についてです。条例改正前は敷地境界での測定を規定していましたが、今回の改正で、敷地境界を工事施工境界に変更しました。工事施工境界とは、特定粉じん排出等作業に係る請負人が作業を行うために専有した区画の境界になります。左の図のように工事施工境界と敷

地境界が同じ場合は問題ありませんが、右の図のように工事施工境界と敷地境界が離れている場合、敷地境界での測定では敷地内に居られる方々の石綿暴露の可能性を否定することができないことから、より厳しい地点である工事施工境界での測定になりました。

動画（パワーポイント）32 枚目

最後に石綿濃度測定結果についてです。今まで、石綿濃度測定計画書の提出義務は発注者であり、石綿濃度測定の実施義務は元請業者にありました。発注者は計画書の届出義務がありながら実際に測定を行うのは元請業者になるので、測定結果を知らされない可能性もあったことから、石綿濃度測定結果の記録を元請業者が発注者に交付することが義務付けられました。

動画（パワーポイント）33 枚目

長時間にわたりお聞きいただきありがとうございました。本日の内容についてはこちらの資料を参考に説明させていただきましたので紹介しておきます。また何かわからないことがありましたら資料をご確認いただくか、作業現場を所管する環境保全監視グループまでご連絡いただければと思います。

動画（パワーポイント）34 枚目

ご清聴ありがとうございました。